

みんなで守ろう 洞爺湖町の景観 (第4回)

■問合せ 建設課管理・土木・都市計画グループ(☎ 74-3007)

前は景観計画区域の一般区域について掲載しましたが、第4回目は入江・高砂貝塚景観形成重点区域についてどのような行為が届出の対象となるのか、また、どのような基準があるのかを説明します。

1. 入江・高砂貝塚景観形成重点区域(重点区域)

ユネスコ世界文化遺産となった入江・高砂貝塚は、その文化的な価値を保全・管理するとともに、その魅力を一層高めていく必要があると考え、「入江・高砂貝塚景観形成重点区域」として定めています。

2. 入江・高砂貝塚内の景観

- ・入江・高砂貝塚内は、縄文文化が感じられるよう、周辺の自然景観との調和に努めます。
- ・縄文文化を体験、学習できるように景観に配慮しながら施設の整備を行います。

3. 入江・高砂貝塚からの眺め

- ・縄文時代の人々が見ていた海(内浦湾)や有珠山への眺望を大切に、景観づくりを進めます。
- ・入江・高砂貝塚と周辺の住宅地の関係性を考慮して、良好な景観となるようにします。

■入江・高砂貝塚景観形成重点区域図



4. 入江・高砂貝塚景観形成重点区域の届出対象行為

- ・一定規模以上の建物や工作物などを建築する場合は、洞爺湖町景観条例、景観計画により町への届出(工事着手の30日前までに行わなければなりません)が必要になります。ここではその一部をご紹介します。

行為の種類			届出対象行為	
			入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
建築物	新築または移転		高さが 10 mまたは延べ面積が 10㎡を超えるもの	高さが 10m または延べ面積が 2 千㎡を超えるもの ※増改築前の規模が既に 2 千㎡を超えている、増改築する床面積の合計が 10㎡以下の場合は対象外
	増築または改築			
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更		延べ面積が 10㎡を超えるもの、または外観（屋根を除く外壁に相当する部分）の面積合計の 1/2 に相当する面積を超えるもの	高さが 13 mまたは延べ面積 2 千㎡を超えるもので、いずれかの立面の鉛直投影面積 1/2 を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの（一般区域と同様）
工作物	新設または移転	さく、塀、擁壁など	高さが 1.5 mを超えるもの	高さ 5m を超えるもの
		物見塔	高さ 5m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、地盤面から工作物の上端までの高さ	高さ 10m を超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さが 5 mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが 10 mを超えるもの

5. 入江・高砂貝塚景観形成重点区域の景観形成基準

- ・工作物や建築物などに色や高さなどの基準を定めており、この基準を守るようお願いしています。ここではその一部をご紹介します。

工作物		
行為の種類	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・配置	工作物の高さは、原則として10mを超えないようにすること。	

建築物		
行為の種類	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】	入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅱ】
位置・配置	・建築物の高さは、原則として10mを超えないようにすること。	
色彩の範囲	建築物の外観にけばけばしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩を用いること。建築物など本体のいずれかの立面（建築物の1つの面における鉛直投影面積）で、当該立面の面積の1/5を超えないこと。 外壁【けばけばしい色彩の範囲】 明度：7を超えるもの 彩度：R（赤）、Y R（黄赤）系は7を超えるもの Y（黄）系、G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）は3を超えるもの 屋根【けばけばしい色彩の範囲】 明度：5を超えるもの 周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調とすること。 【けばけばしい色彩の範囲】 明度：7を超えるもの 彩度：R（赤）、Y R（黄赤）系は8を超えるもの Y（黄）系は6を超えるもの G Y（黄緑）、G（緑）、B G（青緑）、B（青）、P B（青紫）、P（紫）、R P（赤紫）は4を超えるもの（一般区域と同様）	

■入江・高砂貝塚景観形成重点区域【Ⅰ】における「けばけばしい色彩」の範囲（マンセル値による）

建築物(外壁)

けばけばしい色彩の範囲

□と□の間の範囲は、原則、使用を控える色彩

使用を推奨する色彩の範囲

□の範囲内は、周辺景観と調和する色彩として使用が推奨される色彩

※届出対象行為、景観形成基準について詳しい内容を知りたい方は、ホームページに洞爺湖町景観計画を掲載していますのでこちらをご覧ください。
http://www.town.toyako.hokkaido.jp/person_guide/construction/con002/p013/
 今回はここまでです。次回は、沿道景観形成重点区域について詳しく解説します。

緊急通報システムを貸し出します

■問合せ 健康福祉課福祉・高齢者グループ（☎74-3001）

洞爺湖町では、疾患により特に注意が必要な高齢者や重度身体障害者がいる世帯のため、24時間対応可能な緊急通報システムを設置し、日常生活の安全を確保するサービスを提供しています。緊急通報システムを町の負担で設置し、定期的に連絡することで日常生活の安全を確保します。また、24時間体制で緊急通報を受け付け、必要に応じて協力員への連絡や救急車の要請を行います。貸し出しには、注意事項がありますので、詳しくは問い合わせてください。

- 対象者

 - ① 65歳以上で心臓疾患や脳疾患、その他疾患などにより日常生活で特に注意を必要とする一人暮らしの人
 - ② 65歳以上で心臓疾患や脳疾患、その他疾患などにより日常生活で特に注意を必要とし、緊急時に同居者の対応が困難な世帯に属する人
 - ③ 身体障害者手帳1級・2級に該当する人で緊急時に援護を必要とする人

※①～③と同等と認められる人も含みます。

- サービス利用の流れ

 - ① **申請書類** 役場健康福祉課、洞爺総合支所庶務課、洞爺湖温泉支所窓口で配布しています。
 - ② **申込み** 緊急通報システム貸与申請書（協力員を原則3人登録する必要があります）、誓約書、緊急通報システム協力員承諾書を提出してください。
 - ③ **利用審査・決定** 申請内容を審査して、貸与を決定（もしくは却下）します。利用が決定したときに申請者に通知し、緊急通報システムを設置します。

■緊急通報システムの種類（利用者の住宅環境などに合わせてどちらかを選択できます。）

緊急通報用電話機（ワイヤレスペンダント）



自宅の電話機に接続して設置し、ワイヤレスペンダントは自宅内のみで利用できます。大きなボタンの方が押しやすい人や主に自宅内で過ごされる人に適しています。自宅に固定電話がある人のみ利用できます。

モバイル型電話機



携帯電話と同じように、外でも利用可能で、小さなボタンを押すことができ、1人で外出することがある人に適しています。自宅に固定電話が無い人も利用できます。